

新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト（通所・短期入所系サービス）

事業所名		事業所番号	
確認日	令和 年 月 日	確認者	

項目	確認事項	チェック	特記事項
1 感染防止に向けた取組			
（１）施設等における取組			
感染症対策の再徹底			
1 取組方針	社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や感染拡大防止に向けた取組の再徹底を行う。	☐	
2 職員間の情報共有	感染拡大に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し取組を進める。	☐	
3 記録	感染者が発生した場合に積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、利用者のケア記録（体温、症状等がわかるもの）、 直近2週間 の勤務表、施設内に出入りした者等の記録を行う。	☐	
4 海外渡航歴の確認	入国拒否の対象地域から帰国後症状がある職員等がいる場合、施設長は、すみやかに市区町村に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に報告して指示を求める。また、最新情報を収集し、職員等に情報提供する。	☐	
施設への立ち入り			
5 来所者、委託業者等への対応	事業所内でのマスクの着用等、咳エチケットや手洗い、アルコール消毒を徹底する。	☐	
	委託業者等については、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行う。	☐	
	施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断る。	☐	
	業者等の施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録する。	☐	
6 消毒用アルコールの設置	事業所入口、トイレ等に消毒用アルコールを設置し、消毒の徹底を周知する。	☐	
7 手すり、床等の消毒	手すり、床等の消毒を徹底する。	☐	
8 換気の実施	定期的に窓を開け、換気を実施する。	☐	
9 事業所内の清掃の実施	事業所内をこまめに清掃する。	☐	
10 廃棄物の処理	廃棄物（使用済みのティッシュペーパーやマスク等）は、直接触れないようにして適切に処理する。	☐	
11 衛生用品等の確保	マスク、消毒液、手袋、ゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を確保する。	☐	

(2) 職員の取組			
※「職員」とは、利用者に直接介護サービス等を提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所のすべての職員やボランティア等含むものとする。			
感染症対策の再徹底			
12 マスクの着用	サービスの提供時や事業所内でのマスクの着用、咳エチケットを徹底する。	☐	
13 手洗いの徹底	流水下における液体せっけん等での十分な手洗いを徹底する。	☐	
14 アルコール消毒	事業所入口、トイレ等に消毒用アルコールを設置し、消毒を徹底する。	☐	
15 マニュアルの周知	「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版(2019年3月)」の内容を確認し、職員に周知する。	☐	
16 体温計測	職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤しない。	☐	
17 発熱後の対応	過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは出勤しない。	☐	
	上記のような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意し、該当する職員については、管理者等に報告し、確実な把握を行うよう努める。	☐	
18 相談の目安	以下の少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、「しまね新型コロナウイルス感染症【健康相談コールセンター】(0856-25-7011)」等にすぐに相談する。(これらに該当しない場合の相談も可能) ☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ☆ 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 (※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 ☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合 (症状が4日以上続く場合は必ずご相談する。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談する。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様。)	☐	
19 3密の回避	職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要であり、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けるようにする。	☐	
	職員が感染源となることのないよう、症状がない場合であっても利用者と接する際にはマスクを着用する。食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保つ。	☐	

(3) ケア等の実施に当たっての取組			
基本的な事項			
20 環境整備等	3つの密「換気が悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」を避ける必要があること等から、以下の点に留意する。	☐	
	①可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。	☐	
	②定期的に換気を行う。	☐	
	③互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ等、利用者同士の距離について配慮する。	☐	
	③声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用することを考慮する。	☐	
	④清掃を徹底し、共有物（手すり等）については必要に応じて消毒を行う。	☐	
	⑤職員、利用者ともに手洗い、アルコール消毒による手指消毒を徹底する。	☐	
	⑥廃棄物（使用済みのティッシュペーパーやマスク等）は、直接触れないようにして適切に処理する。	☐	
送迎時等の対応等			
21 体温測定	送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る。	☐	
22 発熱等の対応	過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは利用を断る。	☐	
	上記のような状況が解消した場合であっても、引き続き当該利用者の健康状態に留意する。	☐	
	以下の少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、「しまね新型コロナウイルス感染症【健康相談コールセンター】（0856-25-7011）」等にすぐに相談する。（これらに該当しない場合の相談も可能） ☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 ☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合 （症状が4日以上続く場合は必ずご相談する。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談する。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様。）	☐	

22 発熱等の対応	送迎時には、窓を開ける等換気に留意するとともに、送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）の消毒を行う。	☐	
	発熱により利用を断った利用者については、当該利用者を担当する居宅介護支援事業所に情報提供を行う。	☐	
	居宅介護支援事業所は、必要に応じ、訪問介護等の提供を検討する。	☐	
23 代替サービスの検討	ケアマネージャーと必要となる代替サービスの確保、調整等について連携しながら情報共有する。	☐	
(4) 感染症発生に備えた体制整備			
サービス提供の縮小等に備えた準備			
24 連絡先の把握	新型コロナ受診相談窓口、益田保健所、指定権者（島根県または益田市）、居宅介護支援事業所、医師（主治医等）に迅速に情報共有・報告ができるように連絡先を把握し、事業所内に掲示する。	☐	
サービス提供の 25 縮小等に備えた準備	利用者の状況を確認する。 （利用者の体調、利用者の家庭環境、緊急連絡先等）	☐	
	利用者ごとのサービス提供内容の検討 （サービスを実施しない、通所介護事業所職員による訪問を行う、電話による安否確認を行う、他事業所を紹介する 等）	☐	
	縮小する場合を想定した準備をする。 （利用者の選定、入浴や食事の提供の有無の検討、入浴や食事を提供する場合の実施方法（環境整備を含む）について検討、マスクや消毒用アルコール等の準備、職員の健康管理、感染防止体制の再確認等）	☐	
	家族へ説明する。 （サービス変更があり得ることの説明）	☐	
	関係機関との協議し情報共有する。 （必要に応じて、関係機関等と対応について協議等）	☐	
2 新型コロナウイルス感染者等が発生した場合の取組			
「新型コロナウイルス感染が疑われる者」… 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状があり、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するまでの間の者。			
(1) 情報共有・報告等の実施			
情報共有・報告 26 感染者が発生した場合	利用者等において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、当該事業所等は、速やかに管理者等への報告を行う。	☐	
	事業所内での情報共有を行う。	☐	
	指定権者に報告を行う。	☐	
	利用者の家族等に報告を行う。	☐	
	当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行う。	☐	

27	情報共有・報告 感染が疑われる者が発生した場合	新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、「しまね新型コロナウイルス感染症【健康相談コールセンター】（0856-25-7011）」に電話連絡し、指示を受ける。	☐	
		速やかに管理者等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行う。	☐	
		指定権者に報告を行う。	☐	
		また、当該利用者の家族等に報告を行う。	☐	
(2) 消毒・清掃等の実施				
28	消毒・清掃の実施 感染者が発生した場合 感染が疑われる者が発生した場合	新型コロナウイルス感染者の居室及び当該利用者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施する。	☐	
29	消毒・清掃の方法 感染者が発生した場合 感染が疑われる者が発生した場合	手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。（次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わない。）	☐	
30	消毒・清掃の方法 感染者が発生した場合 感染が疑われる者が発生した場合	トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させる。	☐	
(3) 積極的疫学調査への協力				
31	濃厚接触が疑われる者の特定 感染者が発生した場合	感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力する。その際、可能な限り利用者のケア記録の提供等を行う。	☐	

濃厚接触が疑われる者の特定 32 感染が疑われる者が発生した場合	当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者等を特定する。	☐	
	濃厚接触が疑われる者については、以下①～③を参考に特定すること。	☐	
	①新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者	☐	
	②適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者	☐	
	③新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者	☐	
	特定した利用者については、居宅介護支援事業所等に報告を行う。	☐	
(4) 感染者等への適切な対応の実施			
33 職員が感染した場合	職員の感染が判明した場合、原則入院することとなるが、症状等によっては自治体の判断に従う。	☐	
34 職員の感染が疑われる場合	「しまね新型コロナウイルス感染症【健康相談コールセンター】（0856-25-7011）」に電話連絡し、指示を受ける。	☐	
35 利用者が感染した場合	利用者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、原則入院することとなる。高齢者や基礎疾患を有する者等以外の者については症状等によっては自治体の判断に従う。	☐	
36 利用者の感染が疑われる場合	しまね新型コロナウイルス感染症【健康相談コールセンター】（0856-25-7011）に電話連絡し、指示を受ける。	☐	
(5) 濃厚接触者等への適切な対応の実施			
濃厚接触者については、保健所と相談の上、以下の対応を行う。			
37 職員が濃厚接触者の場合	保健所により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。	☐	
	職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。	☐	
38 職員の濃厚接触が疑われる者	濃厚接触が疑われる段階においては、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。	☐	
	復帰時期については発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。また、発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。	☐	
39 利用者が濃厚接触者の場合 利用者の濃厚接触が疑われる者	保健所により濃厚接触者とされた利用者については、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。	☐	
	居宅介護支援事業所と連携し、保健所と相談した上で、生活に必要なサービスを確保する。	☐	

	定 義
感 染 者	医療機関が特定する。 P C R陽性の者
感染が疑われる者	施設等が判断する。 ○ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ○ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（C O P D等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 ○ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合 （症状が4日以上続く場合は必ずご相談する。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談する。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様。） P C R陽性等診断が確定前の者
濃厚接触者	保健所が特定する。 感染者と同室・長時間接触、感染者の気道分泌液等の直接接触
感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者	施設等が特定する。 「感染が疑われる者」と同室・長時間接触 「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触

※短期入所利用者においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。